

○かほく市防犯カメラ設置補助金交付要綱

平成27年3月25日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域での防犯活動を支援するため、地域団体又は事業者が地域防犯活動の一環として行う防犯カメラの設置に係る経費に対し、予算の範囲内においてかほく市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域団体 自治会、女性会、老人クラブ、子ども会、防犯組織、自主防災組織等一定の地域を基盤に活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体という。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。

イ 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること。

ウ 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること。

エ 規約又は代表者を決めていること。

(2) 事業者 専ら営利を目的とした活動を行う個人及び団体という。

(3) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として公道等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地域団体及び事業者（以下「地域団体等」という。）とする。

2 地域団体等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができないこととする。

(補助対象及び補助対象外経費)

第4条 補助の対象となる経費は、防犯カメラの新設に関する事業であって、別表に掲げる全ての要件を満たすもののうち、次に定める経費とする。

(1) 映像撮影機器（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）その他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入及び設置工事に要する経費

(2) 映像撮影機器（カメラ）の設置を示す表示板等に要する経費

2 補助の対象外となる経費は、次に定める経費とする。

(1) 既存の設備の撤去に要する経費

(2) 土地の造成又は土地、建物等の使用、取得若しくは補償に要する経費

(3) 防犯カメラシステムの維持管理（賃貸に要する経費を含む。）に要する経費
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1箇所につき30万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、かほく市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときはかほく市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付が適当でないと認めたときはかほく市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた申請者は、補助事業の内容等を変更しようとする場合はかほく市防犯カメラ設置補助金変更承認申請書（様式第4号）を、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合はかほく市防犯カメラ設置補助金事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、かほく市防犯カメラ設置補助金変更承認通知書（様式第6号）又はかほく市防犯カメラ設置補助金事業中止・廃止承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、かほく市防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、当該補助事業の完了状況を検査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、かほく市防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、かほく市防犯カメラ設置補助金請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合には、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（帳簿の備付け）

第 13 条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 14 条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、処分し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産がその設置をした日から 5 年を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

（維持管理）

第 15 条 申請者は、防犯カメラの設置を完了した日以後、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

（その他）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日告示第 18 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のかほく市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に防犯カメラを設置する者について適用し、同日前に防犯カメラを

設置した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日告示第 6 5 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のかほく市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に防犯カメラを設置する者について適用し、同日前に防犯カメラを設置した者については、なお従前の例による。

別表（第 4 条関係）

補助 要件	機器	（１） カメラ ア カメラの有効画素数が 3 8 万画素以上であること。 イ 1 秒間に 1 枚以上撮影できること。 ウ カラー画像であること。 エ 作動時間が 1 日 2 4 時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること（被写体最低照度 0. 1 ルクス以上の赤外線照射機能付きカメラを推奨する。）。 （２） 録画装置（レコーダー等） ア 記録時間が 1 日 2 4 時間及び 7 日間以上であること。 イ 記録間隔が 1 秒間に 1 画面以上であること。 ウ 7 0 0 × 2 4 0 画素以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー、CD—R 等外部記録媒体に画像が複写できる機能を有するハードディスクその他の画像記録用機器を備えるものであること。 （３） モニター 特に指定しない。
	撮影場所	（１） 公道等を撮影するものであること（撮影された画像のうち道路、公園、団地内の通路その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね 2 分の 1 以上であること。）。 （２） マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。 （３） 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
	地域の合意	防犯カメラを設置する地域の合意が形成され、又は補助事業開始ま

	でにその見込みがあること。
設置許可	防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾又は許可を得られ、又は補助事業開始までにその見込みがあること。
設置場所の表示	防犯カメラの設置場所に防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
管理運用規程	次の項目を含む管理運用規程が定められ、又は補助事業開始までにその見込みがあること。 (1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 (2) 撮影していることの明示 (3) 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法 (4) 記録した映像の利用及び提供の制限 (5) 苦情処理対応 (6) その他防犯カメラの運用に関すること。